

自由貿易協定と農林水産業

アジア地域の経済連携のあり方を考える

〔要 旨〕

1. 近年、世界的に自由貿易協定(関税同盟を含む)の数が急増している。日本も今年(2002年)初めてシンガポールと自由貿易協定を締結し、さらに様々な国との自由貿易協定が検討されつつあるなど、WTO交渉とともに自由貿易協定の動向が重要になってきている。
2. GATT成立当初は自由貿易協定はわずかであったが、90年代以降急増した。近年の特徴として、二国間協定が増えたこと、関税だけでなく投資、知的所有権、紛争処理等、様々な要素を盛り込むようになったことがある。自由貿易協定増大の背景には、冷戦体制の終焉、国際貿易交渉の難航、連鎖的拡大、があり、世界経済において、欧州、米州、アジアの三極構造が形成されつつある。
3. 自由貿易協定については経済学でも様々な説明がなされてきたが、その代表的なものとしてリスト、ケインズ、ヴァイナー、バラッサの理論がある。一方で、近年の地域主義的傾向に対する批判もあり、冷静な検討・判断が必要であろう。
4. 自由貿易協定はGATT(WTO)の最恵国待遇原則と矛盾する側面があり、WTOは自由貿易協定に関して厳しい条件を課している。しかし、その解釈については見解の相違があり、WTOでは合意に至っていない。一方、途上国には「授権条項」があり、協定締結において弾力的な運用ができるようになっている。
5. これまでの自由貿易協定では、農林水産物について、例外扱いにしたり経過期間を長くするなど特別の配慮をしている。現在検討されている韓国、ASEAN、メキシコとの自由貿易協定においても、農産物を例外扱いにすることは可能であり、韓国、ASEANについては、日本の農業よりも相手国側の関税撤廃の方がネックになる可能性があるだろう。
6. アジア地域の経済発展に伴い日本との関係深化が進み、アジア地域の経済連携強化が課題になっているが、環境保全、食料安全保障に配慮し、各国の農林水産業が共存するような枠組みを構築する必要があるだろう。

目次

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1. はじめに | 5. WTO協定と自由貿易協定の整合性 |
| 2. 自由貿易協定の現状 | 6. 自由貿易協定における農林水産物の扱い |
| 3. 自由貿易協定拡大の背景 | 7. 韓国・ASEAN・メキシコとの自由貿易協定 |
| 4. 自由貿易協定の経済理論 | 8. アジア地域の経済連携と農林水産業 |

1. はじめに

近年、自由貿易協定を巡る動きが活発化している。現在、世界全体で締結されている自由貿易協定の数は143（WTOに通報があったもののうち2002年6月現在発効中のもの）あるとされており、さらに増える勢いである。特に、90年代後半以降に結ばれた協定が多く、世界の貿易体制を考える上で、WTO交渉とともに自由貿易協定の動向を検討することが重要になっている。

日本は、これまでGATT(WTO)による多角的貿易体制を重視しており、自由貿易協定に対しては消極的であったが、今年(2002年)シンガポールとの間で初めて自由貿易協定を締結し、近年では、メキシコ、韓国、ASEAN、チリ等、様々な国(地域)との自由貿易協定が検討されるようになっている。

自由貿易協定はWTO交渉による貿易自由化以上に国内農林水産業に影響を与える可能性もあり、本稿では、自由貿易協定について農林水産業との関係を中心に検討するとともに、アジア地域の経済連携のあり

方を考えてみたい。

2. 自由貿易協定の現状

(1) 自由貿易協定とは何か

自由貿易協定とは、二国あるいは多国間で協定を締結することによって相互間の貿易障壁を取り除き貿易の自由化を進めるものであり、経済統合の一つの形態である。^(注1)

経済統合の歴史は古く、かつては経済統合は政治統合と不可分の関係にあったが、歴史的に重要な経済統合は1834年に成立した「ドイツ関税同盟」である。その後、19世紀後半から20世紀前半にかけて世界的に保護主義の動きが広がり、その保護主義が1930年代になって世界経済のブロック化をもたらし、世界を対立と混乱の渦に巻き込んでしまった。

その反省の結果生まれたのが戦後のGATTであり、GATTは経済ブロック化を防ぐため「最恵国待遇」を基本原則にしている。しかし、関税同盟、自由貿易協定は最恵国待遇と矛盾する側面があるため、GATT成立当時存在していた関税同盟をどう扱うかという問題が生じ、その問題を

解決するためGATT協定に関税同盟・自由貿易地域に関する規定(第24条)が盛り込まれた。^(注2)

GATT成立時に存在していた関税同盟は、ベネルックス関税同盟、イタリア - サンマリノ関税同盟など15ほどでいずれも小規模なものであったが、その後、EECや途上国間の自由貿易協定が締結され、さらに90年代にはいって、自由貿易協定の数が急増し、しかも大規模化するなど、GATT成立当時は想定していなかった状況になっている。

自由貿易協定は、一般には地理的に近接した国同士で締結されることが多いが、米国とイスラエル、日本とシンガポールなど、政治的理由や経済的緊密度によって地理的に離れた二国間で締結されるケースもある。また、近年の自由貿易協定では、関税だけでなく、投資、知的所有権、紛争処理、環境、労働など多様な内容が盛り込まれるようになってきている。

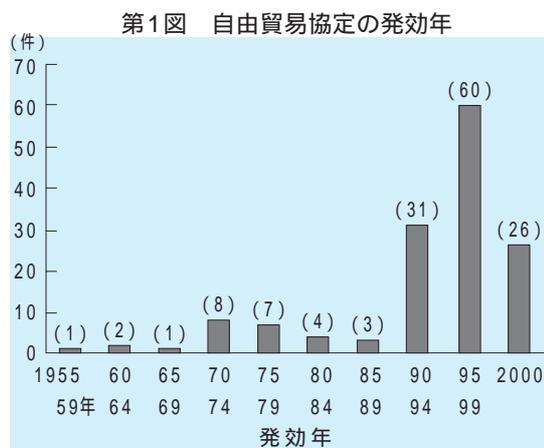
(注1) 経済統合に関して包括的に理論的検討を行ったバラッサは、経済統合を統合の進展度によって、自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全なる経済統合の5つに分類した(『経済統合の理論』)。「自由貿易地域」は域外諸国に対する関税等について各国の独自の貿易制度を維持するが、「関税同盟」では域外諸国に対する関税を共通に設定するという違いがある。なお、WTO協定(GATT第24条)では「関税同盟(Customs Union)及び自由貿易地域(Free Trade Area)」とあり「自由貿易協定(Free Trade Agreement)」という用語は使っていないが、日本ではこの3つを同義で使用していることが多く「FTA」と総称しており、本稿でも関税同盟を含めて議論する。また、厳密には多少意味が異なるが、「地域貿易協定(Regional Trade Agreement)」、「経済連携協定(Economic Partnership Agreement)」という用語もある。

(注2) 当初、GATT(1947年10月に成立し48年1月発効)の第24条には自由貿易地域に関する規定は設けられていなかったが、途上国の要求を受けて、48年3月に締結された「GATT第24条に関する特別議定書」(発効は同年6月)によって自由貿易地域の規定が追加された。

(2) 自由貿易協定の締結状況

自由貿易協定(関税同盟を含み現在発効中のもの)を発効時期別にみると、1950年代は1、60年代は3、70年代は15、80年代は7であり、55年から89年までの35年間で26であった。しかし、90年代の10年間にその3倍以上の91協定が締結され、2000年以降2002年6月までの2年半で26協定が締結されている(第1図)。

自由貿易協定の内容は成立時期によって異なっており、1989年までに締結された協定は多国間(3か国以上)が中心であり、二国間は、オーストラリア - パプアニューギニア(77年)、オーストラリア - NZ(83年)、米国 - イスラエル(85年)の3件のみである。この時期の協定としてはEEC(58年)、



資料 「2002年版ジェトロ貿易投資白書」

(注) 2002年6月30日現在発効中の自由貿易協定(WTOに通報されたもので関税同盟を含む)で追加通報や重複を除いたもの。

EFTA(60年)が代表的なものであるが、それ以外は、CACM(中米,61年),CARICOM(カリブ海,73年),ALADI(南米,73年),バンコク協定(76年)など途上国間の協定が多かった。また、この時期に締結された26の協定のうち約4割にあたる10協定は、70年代に締結されたECと欧州・中東諸国との協定であった(第1表)。

90年代に入ると、協定数が急増するとともに内容も変化した。まず特筆されるのが、EUと東欧諸国との協定であり、90年以降、EUは統合をにらみながら東欧諸国と積極的に自由貿易協定を締結し、また

EFTAも同様に東欧諸国との自由貿易協定を締結した。さらに、ソ連崩壊以降、CIS諸国と東欧諸国はそれぞれ互いに二国間の自由貿易協定を締結し、この時期に協定数は飛躍的に増加した。90年以降締結された自由貿易協定のうち8割が欧州・中東・CISであるのはそのためである。

米州では、MERCOSUR(南米南部共同市場,91年),NAFTA(北米自由貿易協定,94年)が米州の地域統合化を進め、アジア地域では92年にAFTA(ASEAN自由貿易地域)が締結された。このように、世界経済はグローバル化の一方で地域主義的な動きが同時に進行している。

なお、近年の特徴としては、メキシコやシンガポールなど自由貿易協定の締結に積極的な国がハブ的な存在となってきていることが指摘できる。

(3) 日本の対応

日本は、これまでGATT(WTO)による多角的貿易体制を重視してきており、自ら積極的に自由貿易協定の当事者になることはなかった。日本は90年代には、地域的な枠組みに関してはAPEC(アジア太平洋経済協力会議)による自由化を推進してきたといえよう。しかし、世界的な自由貿易協定増加の潮流のなかで日本も重い腰をあげ、今年(2002年)シンガポールとの間で日本として初めて自由貿易協定(正式

第1表 世界の自由貿易協定の種類

		発効年						計
		1955 69年	70 79	80 89	90 94	95 99	2000	
EU	対欧州・中東国(注2)		10		7	8	3	28
EFTA(注3)	対欧州・中東国(注2)				8	6	3	17
欧州・中東	多国間	2		1	1			4
	二国間				2	16	4	22
東欧・ロシア・CIS(注4)	多国間				4	1		5
	二国間				3	24	6	33
米州	多国間	1	1	2	2			6
	二国間					2	1	3
アジア・太平洋	多国間		1	1	2	1		5
	二国間		1	1	1		2	5
アフリカ	多国間				1	1	2	4
地域横断	多国間	1	2	1				4
	二国間			1		1	5	7
計		4	15	7	31	60	26	143

資料 WTOホームページからジェトロが整理した資料をもとに作成
(注)1. 2002年6月30日現在発効中の自由貿易協定(WTOに通報されたもので関税同盟を含む)で追加通報や重複を除いたもの。
2. 地中海地域のアフリカ諸国を含む。
3. 欧州自由貿易連合。EECに対抗して当初7か国で結成され、その後3か国が加盟したが、EQ EU参加のため、英国、デンマーク、ポルトガル、スウェーデン、オーストリア、フィンランドが脱退し現在の加盟国は、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタインの4か国。
4. 「CIS」は「独立国家共同体」ソ連崩壊以降ソ連を構成していた15か国で結成。

名称は「日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）」が締結された。

さらに、その後自由貿易協定の締結に向けた動きが活発化しており、現在日本と自由貿易協定が検討されている国（地域）としてメキシコ、韓国、ASEAN、チリ、タイ、フィリピンがあり、ほかにも日本との協定（注3）に関心を示している国が数か国ある。

（注3） 外務省経済局は2002年10月に「日本のFTA戦略」を発表したが、これは一つの省の一つの局の文書であり、日本政府の方針ではない。この文書の背後にはFTAを巡る経済産業省との主導権争いがあり、両省の方針は多少異なっている。なお、財務省が所管する関税・外国為替等審議会も自由貿易協定に関する報告書を2001年12月に発表している。

3．自由貿易協定拡大の背景

近年の自由貿易協定拡大の背景を整理すると、以下の通りである。

（1）冷戦体制の終焉

90年代における自由貿易協定増加の最大の要因は、東欧革命、ソ連崩壊による冷戦体制の終焉であるといえることができる。これによってソ連を中心とするCOMECON（経済相互援助会議）が崩壊（1991年）するとともに、東欧諸国のEUへの加盟（EU拡大）が現実的になり、EUと東欧諸国、EFTAと東欧諸国、東欧諸国間、CIS諸国間、CIS諸国と東欧諸国というように、網の目のように自由貿易協定が締結されることになった。また、中国が改革・開放路線をとったため、ASEANは中国に対抗するという意

味もあってAFTAによる域内の貿易自由化を進め、またベトナム、ミャンマー、カンボジアの市場経済化とASEAN加盟がASEANの地域的結束をさらに強めた。

そして、こうした欧州、アジアにおける構造変動が、NAFTA締結やFTAA（米州自由貿易協定）構想にも影響を与えたといえよう。

（2）国際貿易交渉の難航

もう一つの大きな要因として、GATT（WTO）交渉の難航がある。ウルグアイ・ラウンドは1986年に開始されたが、当初目標にしていた1990年になっても交渉は決着せず、結局最終合意は1994年までずれ込んだ。これは、ウルグアイ・ラウンドが単に関税率だけではなく知的所有権など幅広い分野に及んだこと、これまで例外の多かった農業に本格的に取り組んだためである。

さらに、ウルグアイ・ラウンド後の交渉をシアトルで立ち上げようとしたが、環境保護団体、NGOの反対に会い失敗した（1999年）。シアトル会議に象徴されるように、WTOによって進められる「自由貿易」に疑問を投げかける人・グループも多くあり、また、WTO加盟国に占める途上国の割合が高くなったため、加盟国全体の一致で妥結することが困難になってきている。現在の新ラウンドも交渉の難航が予想され先行き不透明であり、そのため交渉相手が少なく比較的交渉期間が短くて済む自由貿易協定への期待が高まったといえることができる。

(3) 連鎖的拡大

近年の自由貿易協定の拡大は「ドミノ現象」と称されるようなものになっており、世界的な自由貿易協定締結の動きのなかで、「仲間はずれになる不利益」を被ることのないよう連鎖的に自由貿易協定が広がるという構図になっている。

そのことをメキシコの例で説明すると、メキシコはNAFTA締結（1994年発効）後次々と自由貿易協定を結び、EUとも2000年に締結した。そうすると、メキシコと貿易取引を行っている日本企業は、メキシコとの貿易において米国やEUの企業が払わなくて済む関税を払わなくてはならず、競争上不利になる。例えば、メキシコで現地工場を有している企業が日本から部品を調達しようとした場合、メキシコの関税分だけ米国、EUから部品を輸入するよりコストが高くなる。こうした不利を是正するために、日本企業はメキシコと日本との自由貿易協定を早く締結して欲しいと要望している。このようにして自由貿易協定が連鎖的に拡大するようになっているのである。

(4) 欧州・米州・アジアの三極構造

自由貿易協定の増大にはこうした背景があるが、そのなかでも特にEUとNAFTAのインパクトが大きかった。東欧革命以降、EUは東欧諸国を取り入れる方針を打ち出して加盟交渉を進め、2004年には東欧諸国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア）、バルト3国、地中海地域（マルタ、キプロス）の計10か国が新たにEU

に加盟することになった。また、NAFTAによって北米大陸の自由貿易協定が締結され、さらに2005年を目標に南北アメリカ大陸を包含する米州自由貿易協定(FTAA)の交渉が進められており、こうなると世界貿易で大きな影響力を有する欧州と米州が地域的に固まって二大ブロックが形成されることになる。

アジア地域においても、AFTA締結、中国のWTO加盟など大きく構造変動が進んでおり、近年では、中国がASEANとの自由貿易協定の交渉を開始し、日本やインドもASEANとの自由貿易協定を検討するなど、世界経済は3つのブロックに分割されつつあるといえよう。ただし、それが戦前のような経済ブロック化に至らないのは、少なくともWTOのような世界経済のあり方を協議する場があるからであり、その点でもWTOの存在は重要であると考えられる。

4．自由貿易協定の経済理論

自由貿易協定、関税同盟については、これまで経済学において様々な説明がなされてきたが、ここではその代表的なものを簡単に紹介する。

(1) リストの関税同盟の理論

19世紀初頭のドイツは多くの小主権国に分かれており、それぞれの小国家が互いに関税を設け、それが産業、交易の発達を妨げていた。そのため、1834年にプロシアを盟主として北ドイツ諸邦18か国の間でドイツ

ツ関税同盟が結成され、域内の貿易を自由化するとともに対外的に共通関税を設定した。

そのドイツ関税同盟の理論的裏づけを行ったのがリストであり、リストはこの関税同盟の形成にもかかわった。リストはスミスの自由貿易論を批判し、自由貿易主義は経済の発展段階が等しい国の間では適用できるが、イギリスの主張する自由貿易はイギリスの覇権主義に過ぎないとし、経済発展の初期段階における保護貿易を主張した。リストはその主著『経済学の国民的体系』（1841年）において関税同盟に関する1章を設けており、リストの主張は後にEC（EU）となって結実したとも言われている。

リストの学説は、その後、19世紀後半におけるドイツの保護主義の根拠にもなり、また、後の途上国の輸入代替工業化政策、幼稚産業保護論にもつながった。したがって、リストの理論・主張を振り返ることは、今日の途上国の貿易政策や高関税率、あるいは自由貿易協定を考える上でも重要であろう。

（2）ケインズの「自由貿易同盟」論

リスト以降、今日のEUまで発展する関税同盟に大きな影響を与えたのはケインズである。ケインズは、第一次大戦の戦後処理を取り決めたパリ条約において戦勝国が敗戦国ドイツに多額の賠償請求をしたことに憤慨し、1918年に『平和の経済的帰結』を出版した。ケインズは、この本の最終章（第7章「救済策」）のなかで、欧州の平和と秩序をもたらすものとして「自由貿易同

盟」を提唱している。^{（注4）}

ケインズは、この自由貿易関税同盟は中央・東・東南ヨーロッパの全域、シベリア、トルコ、イギリス、エジプト、インドから構成されるとしており、その後、ベルギー、オランダ、スカンジナビア諸国、スイス、イタリア、フランスの加盟が期待されると書いている。インド、エジプト、シベリアはやや遠大な構想であるが、今日のEUを予言していたような構想であったことは注目される。また、ケインズのこの時の主張は、戦後の世界経済体制の形成過程におけるケインズの構想にも引き継がれていると言えよう。

（注4）ケインズの自由貿易同盟論についての主張を『平和の経済的帰結』より引用すると以下の通り（早坂忠訳）。

「国際連盟の賛助のもとに自由貿易同盟を設立し、同盟加盟諸国は他の加盟国の生産物に対しては何らの保護関税も課さない義務を負うものとする。……自由貿易同盟によって、もしそれがなければ貪欲で、猜疑深く、未成熟で、経済的に不完全な、民族主義的な諸国家のあいだに今や作り出された無数の新しい政治的国家が生み出されるに違いない、組織と経済的効率との損失の一部が埋め合わされるかもしれない。……一国の繁栄と幸福は他国のそれをも推進するのだし、また、人間の連帯性は虚構ではないのだし、また諸国民は今なお他の諸国民を同胞として取り扱っているのだ。」

（3）経済統合の静態理論

自由貿易理論はスミスに始まり、リカード、ミル、オリーオンと理論化が進んで、今日の国際貿易理論が形成された。それによれば、自由貿易は国民の経済厚生を上昇させ、保護主義は一般的には望ましくないとされており、GATTの自由貿易主義はこの

貿易理論に根拠を持っている。

GATT成立以降、特にEECの結成時に、この自由貿易理論との関係で自由貿易協定（関税同盟）をどう考えたらよいかについて盛んに研究が行われた。この問題に対して最初に理論的解明を行ったのはヴァイナーである（1950年「The Customs Union Issue」）。ヴァイナーは、関税同盟の効果を「貿易創出効果」と「貿易転換効果」に二つに分けて分析を行った。貿易創出効果とは、域内の関税を撤廃することにより域内の貿易が創出されるということであり、貿易転換効果とは、域内の関税撤廃により域内の国のほうが域外の国より相対的に有利になるため、域外の国から域内の国に貿易が転換（移転）されるというものである。ヴァイナーはこの二つの効果を検討し、関税同盟は必ずしも経済厚生を高めるとは限らないことを示した。

その後、ヴァイナーの理論を受けて、自由貿易協定、関税同盟の経済効果について様々なケースで検討され、自由貿易協定、関税同盟が経済厚生を高めるのは一定の条件を満たした時のみであることが示されている。

（4）経済統合の動態理論

経済統合について最も体系的に理論的検討を行ったのはバラッサであり、バラッサはヴァイナーの理論は静態理論に過ぎないとして、経済統合の動態理論を提示した（1961年『経済統合の理論』）。

それによると、経済統合によって規模の

経済、競争促進効果が生まれて効率的生産が可能になり、経済統合は経済集積、技術の蓄積等にもプラスに作用するとしている。バラッサは立地論等の経済地理学的分析や危険・不確実性についての検討も行っており、さらに、経済統合がもたらす社会政策、財政問題、国際収支、為替問題等についても分析を行うなど、『経済統合の理論』は当時の経済学の成果を駆使した包括的なものであった。

近年の自由貿易協定に関する評価も、単に静態的效果を分析するのではなく、こうした動態的效果を評価するものが多くなっている。

（5）地域主義に対する批判

しかし、近年の地域主義の隆盛に対しては国際経済学者のなかから批判的な見解も表明されている。その代表的なものはバグワティによるものであり、地域主義はGATT（WTO）の原則に反するとして、近年の地域主義的傾向を批判し、世界貿易秩序の再構築を主張している（1991年『危機に立つ世界貿易体制』、2002年『Free Trade Today』）。

また、クルーグマンは、モデルによって様々な貿易ブロックの数で検討した結果、3つのブロックになった場合に世界経済は最悪になるという結果を示し（1991年）、大きな論議を呼んだ。現実には、世界経済は、拡大EUによる欧州地域、米州自由貿易協定（FTAA）による南北アメリカ大陸、日本、中国を主軸とするアジア経済圏の3つのブロックになりつつあり、クルーグ

マンのモデルが正しければ、世界経済は好ましくない方向に進んでいることになる。

また、NAFTAの交渉時に現れたように、環境保護団体、市民団体等から自由貿易主義そのものに対する批判も根強くあり、「自由貿易」を金科玉条のごとく考えるのは市場原理主義信奉と本質的には変わらないといえよう。

現在の地域主義の動向は、当初のGATTが想定していなかったほどの規模で急速に進んでおり、現在は日本もこの潮流に乗り遅れまいとしているようであるが、こうした批判にも耳を傾け、冷静に検討、判断を行う必要がある。自由貿易協定がこのままどこまでも進むと国によって適用関税率が異なり原産地規則の確認も大変になるなど事務的に煩雑になり、現在のような自由貿易協定の流行はいずれ反省が迫られる時期が来ると考えられる。

5. WTO協定と自由貿易協定の整合性

(1) 最恵国待遇と自由貿易協定の矛盾

GATT(WTO)にはいくつかの原則があるが、そのうち最も重要なのは、関税等について特定の国を有利(不利)に遇してはならないという「最恵国待遇(Most Favored Nation Treatment: MFN)」(第1条)である。

自由貿易協定によって特定の国との間だけ関税を撤廃することはこの最恵国待遇の原則に反することになり、そのためWTOは自由貿易協定(関税同盟)の締結に関して

一定の条件を課している。それがGATT第24条「適用地域 国境貿易 関税同盟及び自由貿易地域」^(注5)である。

第24条には多くの内容が含まれているが、自由貿易協定との整合性で重要なのは次の3つである。

協定締結以前より関税等の貿易障壁を制限的にしてはならない。(第24条5(b))

実質的なすべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止する。(第24条8(b))

中間協定は妥当な期間内に協定を設定するための計画・日程を含むものでなくてはならない。(第24条5(c))

しかし、この規定が設けられたGATT成立当時は小規模な関税同盟があるだけであり、今日のように世界的規模で自由貿易協定のネットワークが形成されることは想定しておらず、現在も様々な矛盾を抱えていることは否めない。

(注5) GATS(サービス貿易に関する一般協定)の第5条にも自由貿易協定に関する規定があり、相当な範囲の分野を対象とする、実質的にすべての差別的措置を合理的な期間内に撤廃する、諸外国に対する貿易障壁の一般的水準の引上げ禁止、を規定している。

(2) GATT第24条の解釈問題

このGATT第24条については、その解釈をめぐって見解の相違がある。そのため、これまで自由貿易協定に関するGATT(WTO)作業部会の審査で合意したのはわずかであり、審査結果は「両論併記」になっているものがほとんどである。パネルで争われたものもあるが、いずれも裁決が行わ

れていない状況である。

日本政府は、こうした状況を受けて、ウルグアイ・ラウンドの時に第24条の解釈の明確化を提案し、その結果、1994年に「第24条の解釈に関する了解」が採択された。この了解の本文には15項目が盛り込まれており、中間協定の妥当な期間として「例外的な場合を除くほか10年を超えるべきでない」と書かれているが、「実質的なすべての貿易」の解釈については決着がつかず、この「了解」のなかには含まれていない(津久井茂充『WTOとガット<コメンタール・ガット1994>』(1997))。

ほとんどの解説書では、「実質的なすべて」とは「特定のセクターを一括除外せず、かつ貿易額の90%以上の関税を撤廃する」というのが一般的な解釈になっている、と書かれている。しかし、これは「そういう見解もある」というだけで、国際的に了解されていることではない。それは、既に締結されている自由貿易協定にはこの規定に反している協定があり、この規定があいまいになっているために協定が可能になっているという現実があるためである。各国が様々なセンシティブな品目を抱えており、この規定をあまり明確にしすぎると世界の現存する協定自体が維持できなくなるため合意できない状況になっている。

なお、日本政府はシアトル会議でも、次期WTO交渉の日本提案として地域統合に関する規定(GATT第24条、GATS第5条)の明確化、審査手続きの強化を提案した(ただし、ドーハ会議の提案には含まれていない)。

(3) 途上国の「授権条項」

自由貿易協定を理解する上でもう一つ重要なのは、途上国の「授権条項」である。第二次大戦後、次々と独立を果たした途上国は、1955年のアジア・アフリカ会議(バンドン会議)を経て、1960年代には経済発展を目指して共同行動をとるようになった。特に、UNCTAD(国連貿易開発会議)の第1回総会(1964年)で発表されたプレビッシュ報告は、それまでのGATTを中心とする世界貿易体制を批判し、大きな影響を与えた。こうした動きを受けて1965年にはGATTのなかに第4部「貿易及び開発」という新しい章が加えられ(発効は66年)、最恵国待遇の例外として途上国に一般特惠関税(注6)(GSP)が認められることになった。

さらに、1970年代には、途上国は「新国際経済秩序(NIEO)」を提唱し、先進国に対して途上国への特別の配慮を求めた。その結果、東京ラウンドにおいて「異なる一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加」という決定がなされた(1979年)。そしてこのなかで、「開発途上締約国の間の地域的又は世界的な取極」に関して最恵国待遇とは異なる条件を途上国に与えることになった。これが自由貿易協定に関する「授権条項(Enabling Clause)」と呼ばれているものである。

この決定により、途上国間の自由貿易協定、関税同盟はGATT第24条の規定にすべて従わなくてもよいこととなり、AFTA、MERCOSURなどでは、この条項に従って関税を撤廃していない品目も多く、経過期

間も長くとるなどの柔軟な取り決めを行っている。
(注7)

(注6) 特惠関税とは特定の国に対して関税上特別に有利な待遇を与えるものであり、GATT (WTO) の最恵国待遇原則に反するものである。特惠関税は重商主義のもとでの植民地政策として欧州諸国で採用され、イギリスは1932年のオタワ会議で英連邦特惠関税制度を確立したが、英連邦特惠関税制度についてはGATTの成立過程において米国と英国との間で大きな論争になった。結局、戦後も英連邦特惠関税制度は生き残り、英国がECに加盟した時(1973年)に廃止されたが、75年に締結されたロメ協定に部分的に引き継がれた。ECはロメ協定をGATT第24条に基づく自由貿易地域であると主張したが、他の国はそれを承認していない。

なお、数次にわたるGATT交渉の結果、各国(特に先進国)の関税率は大幅に低下したため、今日では特惠関税の効果は薄れているといえよう。

(注7) 津久井茂彦氏は、「1960年以降は開発途上国同士あるいは先進国と開発途上国との間の地域同盟については第24条の条件を満たしていかなくともガット第四部あるいは東京ラウンド交渉の結果策定されたいわゆる「授権条項」によって、その存在をガット上正当化できるとの議論が関係国によって行われている」と書いている(「コメンタール・ガット(34)」『関税と貿易』1993年4月号)。

確かに、GATT第四部には、「先進締約国は、貿易交渉において行った関税その他低開発締約国の貿易に対する障害の軽減又は廃止に関する約束について相互主義を期待しない。」(第36条8)と書かれているが、「授権条項」では、先進国が開発途上国に与える特惠関税待遇や、開発途上国間の地域的取極に関する特別待遇については書かれているものの、先進国と途上国の協定については明記していない。この問題は、今後、FTAA、日本とASEAN、米国とASEANの自由貿易協定の交渉過程において大きな問題になるであろう。

6. 自由貿易協定における 農林水産物の扱い

GATT第24条の規定があるため、自由貿易協定を締結するにあたって農林水産物

(あるいは農産物)をすべて除外するわけにはいかないと言われている。しかし、農業はどの国も難しい問題を抱えており、農業は単純な自由貿易主義、市場原理主義だけでは解決できない産業であるため、これまでの自由貿易協定では農業について特別の配慮が行われてきた。以下で、これまでの自由貿易協定で農業についてどのような扱いをしてきたかを具体的にみてみたい。

(1) NAFTA

NAFTA(92年合意、94年発効)は89年に発効した米国・カナダ自由貿易協定をメキシコまで拡大したものであるという見方ができる。自由貿易協定は経済の発展状況が近い国の中で締結されるのが一般的であり、NAFTAは米国、カナダという先進国とメキシコという途上国の中で締結されたはじめての本格的な自由貿易協定であった。

NAFTAでは、関税撤廃については2008年まで4段階に分けて進めている。米国とカナダについては、既に米国・カナダ自由貿易協定によって関税撤廃が進みつつあり、また、両国とも既に関税率が低水準になっていたため、発効時に関税を撤廃する割合が高いが、メキシコについては10年目に撤廃するものが約4割を占めている。また、一部の品目については15年という長期間を設定している。

NAFTAにおいても農産物の扱いは問題になり、農産物には特別の配慮を行っている(第2表)。米国・メキシコ間では、砂糖、オレンジについて特例条項があり、ま

第2表 NAFTAにおける農産物の扱い

	基本ルール	例外・特例措置	その他措置
米国 - メキシコ間	即時,5年後,10年後,15年後の各段階に分けて関税撤廃	・砂糖,冷凍濃縮オレンジジュースの特例条項あり ・メキシコが関税割当導入[小麦,馬鈴薯,トウモロコシ,鶏肉等]	・特別セーフガード [米国:タマネギ,トマト,ナス,スイカ等] [メキシコ:豚肉,リンゴ,ジャガイモ製品] ・農産物価格支持政策(米国)
米国 - カナダ間	即時(89年)5年後,10年後の3段階に分けて撤廃	・例外品目 [米国:乳製品,ピーナッツ,砂糖,綿等58品目] [カナダ:乳製品,家禽肉,卵等35品目]	・農産物価格支持政策(米国),収入保険(カナダ)
カナダ - メキシコ間	即時,5年後,10年後,15年後の各段階に分けて関税撤廃	・例外品目 [乳製品,家禽肉,卵製品,砂糖等,カナダ78品目,メキシコ87品目] ・メキシコが関税割当導入[家鴨,馬鈴薯,トウモロコシ,鶏肉等]	・特別セーフガード [カナダ:タマネギ,トマト,キュウリ,イチゴ等] [メキシコ:豚肉,ジャガイモ,リンゴ等] ・農業所得補償制度(メキシコ),収入保険(カナダ)

資料「ジェットロ」地域貿易協定における自由化例外問題(2000.6)等より作成

たメキシコは多くの農産物について関税割当を導入した。さらに、米国、メキシコとも自動発動できる特別セーフガードを設けた。米国 - カナダ間では両国とも乳製品、砂糖、ピーナツなどの農産物を例外品目としており、カナダ - メキシコ間ではカナダ側78品目、メキシコ側87品目を例外にし、メキシコはカナダに対しても一部の品目に関税割当を設定した。

しかも、米国もカナダも農産物価格支持政策、収入保険制度など農業経営を安定させるための国内農業対策を行っており、また、メキシコも小規模であるが農業所得補償制度を設けている。

(2) EU

EUの域内は、共通農業政策により農産物は既に共通価格、統一関税になっている。しかし、そこに至るまでには長い経過期間があり、EUはグリーンレートを設けて為替変動等に対して各国間の調整を行ってきた。また、EUは直接所得補償、条件不利地域対策を行っており、対外的には高関

税を維持している。

EUが近年締結した自由貿易協定においても農産物に対しては特別の配慮を行っており、メキシコとEUとの自由貿易協定では、農産物の関税撤廃率はEU側が80.7%、メキシコ側が42.6%(10年後の金額ベース)である。また、東欧諸国等との自由貿易協定においても、農産物の多くを関税撤廃の例外としており、撤廃率が25%程度の国もある(第3表)。

このように、EUは自由貿易協定の締結において農業に対しては工業品とは異なる扱いをしており、EUの農業を守り農業経営を安定させる政策をとっている。

第3表 EUが締結した自由貿易協定の関税撤廃率

	農産品	工業品
チェコ	32	100
ハンガリー	35	100
ポーランド	27	100
イスラエル	33	100
ヨルダン	26	100
シリア	24	100
アルジェリア	57	100
モロッコ	68	100
チュニジア	59	100
南アフリカ	27	61

資料 農林水産省調べ

(注)1. 全品目に占める無税品目の割合。
2. 対EU輸出に対するEUの関税撤廃率。

(3) AFTA

ASEAN（東南アジア諸国連合）は1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国で結成され、その後、84年にブルネイ、95年にベトナム、97年にラオス、ミャンマー、99年にカンボジアが加盟し、現在加盟国は10か国になっている。当初ASEANは東南アジア共通の政治・経済的課題を協議する場に過ぎなかったが、87年に「特惠貿易取極め(PTA)」により域内貿易について特惠関税制度を導入し、92年にAFTA（ASEAN自由貿易地域）を締結した。

AFTAでは、すべての工業品について93年より15年かけて域内関税率（共通実効特惠関税：CEPT）を段階的に引き下げ、2008年までに5%以下とすることを決定した。その際、すべての品目を「CEPT対象品目」「一般的除外品目」「一時的除外品目」「センシティブ品目」「高度センシティブ品目」の

5つに区分し、それぞれ異なる扱いを行っている（第4表）。「一般的除外品目」とは、防衛や国民の健康保護に関する品目等で関税削減の対象としないものであり、「一時的除外品目」は引下げの準備が整っていないため一時的に除外するもので、マレーシアの自動車関連品目、フィリピンの砂糖関連品目等がある。「センシティブ品目」は農産物が多く（第5表）、引下げについて弾力的対応を行っており、「高度センシティブ品目」はコメ関連品目が対象になっている。

ASEANには、シンガポール、マレーシア、タイのように既にある程度経済発展を遂げている国がある一方で、90年代後半に新規に加盟したミャンマー、ラオス、カンボジアのような農業中心の国もある。従って、AFTAもその多様性に留意した内容になっており、自由化の進め方も品目、国により異なる対応を行い、自由化になじまない農産物は「センシティブ品目」に指定し

第4表 CEPTの対象品目数および除外品目数（2001年1月現在）

（単位 品目数、%）

	適用品目	一時的除外品目	センシティブ品目	高度センシティブ品目	一般的除外品目	合計
シンガポール	5,859	-	-	-	-	5,859
タイ	9,104	-	7	-	-	9,111
フィリピン	5,610	6	58	4	16	5,694
マレーシア	10,021	218	65	8	53	10,365
インドネシア	7,190	21	-	4	68	7,283
ブルネイ	6,276	-	14	-	202	6,492
ASEAN 6 計 （割合）	44,060 (98.3)	245 (0.5)	144 (0.3)	16 (0.0)	339 (0.8)	44,804 (100.0)
ベトナム	4,233	758	51	-	196	5,238
ラオス	1,665	1,724	88	-	74	3,551
ミャンマー	2,983	2,420	21	-	48	5,472
カンボジア	3,115	3,523	50	-	134	6,822
新規加盟国計 （割合）	11,996 (56.9)	8,425 (40.0)	210 (1.0)	- (0.0)	452 (2.1)	21,083 (100.0)
ASEAN 計 （割合）	56,056 (85.1)	8,670 (13.2)	354 (0.5)	16 (0.0)	791 (1.2)	65,887 (100.0)

資料 インドネシア工業商業省資料よりジェットロ作成

第5表 主なセンシティブ品目(2001年1月現在)

	センシティブ品目
タイ	切花,ばれいしょ,コーヒー,コブラ
フィリピン	豚肉,家禽肉,キャッサバ,とうもろこし
マレーシア	豚肉,家禽肉,乳製品,キャベツ,バナナ, パイナップル,コーヒー
ベトナム	家禽肉,柑橘類,肉調整品,もみ,粗糖

資料 ジェトロ資料より作成

ている。

なお、その後、AFTAは94年にCEPT対象品目の関税引下げ最終期限を5年間短縮して2003年にすることを決め、さらに98年には、原加盟6か国については1年前倒しにして2002年まで、新加盟国であるベトナムは2003年まで、ラオス、ミャンマーは2005年までを最終期限とすることにした。さらに、一時的除外品目を減らし、未加工農産物をCEPTの対象とするなど自由化の範囲を拡大しており、99年には、原加盟6か国については2015年、新加盟4か国については2018年までに域内特惠関税を撤廃する(0%にする)ことを決めた。

ただし、マレーシアが自動車部品の関税引下げを延期し、一部の国について関税引下げの遅れ・中止を認めるなど、AFTAは計画通りには進んでいない部分もある。また、域内の自由化を進めてもそれほど域内の貿易が活発になっていないという問題もある。近年では、中国、日本、米国、インドとの自由貿易協定の検討が進みつつあり、対外関税の引下げも迫られてきている。

なお、AFTAは途上国間の自由貿易協定であるため授權条項を使っており、経過期間、関税率の引下げについて弾力的な運用

を行っている。

(4) 日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)

シンガポールは貿易国家であるため既に多くの品目の関税率は0%になっており、また日本の関税率も低率であるため、日本とシンガポールとの自由貿易協定は比較的スムーズに締結できた。

シンガポールと日本との間の農林水産物貿易は少なく、農林水産物の割合は2001年で輸入の5.0%、輸出の0.6%を占めるだけである(主な輸入品はマグロ、乳製品、チョコレート)。そのため、自由貿易協定を締結するにあたって農業に関する問題は比較的少なかったが、今後の自由貿易協定の前例になる可能性があったため、それでも問題になった。結局、WTO協定税率が0%であるもの(428品目)、WTO協定税率が0%ではないが実行税率(暫定税率)が0%であるもの(58品目)を、シンガポールとの自由貿易協定における協定税率(0%)^(注8)にすることで決着した。これは、農産物については従来通りの関税率を維持したということにほかならない。また、工業品についても、石油製品、皮革など294品目を例外扱いにしている。

なお、自由貿易協定では、協定を締結している国を経由することで関税負担を免れる行為を防ぐため原産地規則を設けることになっているが、シンガポールとの自由貿易協定では「関税分類変更基準」が採用されている。

(注8) 関税率には、基本税率、協定税率、暫定税率、特惠税率等の種類があり、WTOの協定税率は0%ではないが関税暫定措置法に基づく暫定税率が0%の品目がある。

7. 韓国・ASEAN・メキシコ との自由貿易協定

このように、これまでのほとんどの自由貿易協定では農産物を例外にしたり特別の経過措置を設けているが、それは、農業には土地の制約、転換の困難性等、工業とは異なる特質があり、工業と同一の扱いができないからである。特に、日本は既に世界最大の農林水産物輸入国であり、さらなる輸入自由化は国内農林水産業の一層の衰退を招くことになり、食料安全保障、農林業の多面的機能維持のため慎重な対応が求められる。今後日本が自由貿易協定を締結するにしても、農産物はセンシティブ品目として例外扱いにするか特別な経過措置を設けるべきであろう。

以下では、現在自由貿易協定の検討が行われている韓国、ASEAN、メキシコについて、農林水産物を中心に自由貿易協定の可能性を検討してみたい。

(1) 韓国

韓国と日本との貿易に占める農林水産物の割合は、輸入9.3%（農産物だけでは3.6%）、輸出1.2%（同0.7%）であり、輸入と輸出の合計では4.5%（同1.9%）である（第6表）。したがって、農林水産物のすべてを除外しても90%はクリアできる。

主な輸入品目（農林水産物）は、マグロ、カキ、ピーマン、栗、ヒジキ、タラ、キムチであり、水産物のほうが多く、農産物輸入はそれほど多くはない。

韓国は今年（2002年）10月に、韓国としては初めての自由貿易協定をチリとの間で合意した。農産物については米、リンゴ、梨は除外したものの、80品目について関税撤廃ないし関税割当に移行することとなり、^(注9)農業団体の反発を呼んでいる。韓国も国内に日本と同様の農業問題を抱えており、中国からの輸入農産物問題やWTOによるミニマムアクセス問題に悩んでいる。したがって、日本と韓国との自由貿易協定のなかで農産物を協定の例外扱いすることは比較的容易であると考えられる。

しかし、韓国は慢性的な対日貿易赤字の是正を目的に、1978年から「貿易先多角化政策」を実施し日本製品の輸入を制限してきた。対日輸入制限は99年に解除されたものの、現在でも韓国の関税率は日本より高く（日本のほうが関税率が高いのは農産物、皮革製品のみ）、日韓自由貿易協定の交渉においては韓国側の関税撤廃のほうに難航する可能性がある（第7表）。「21世紀韓日経済関係研究会報告書」（2000年）では、自由貿易協定によって関税を撤廃した場合、日本から韓国への輸出が増える可能性が高く、日韓自由貿易協定の韓国側のメリットとしては静態的效果（貿易増大による効果）よりは動態的效果（競争による効率化、人的交流、企業提携）が大きいとしている。

隣国として日韓の経済関係を緊密にして

第6表 対日貿易に占める農林水産物の割合（2001年）

（単位 億円，％）

		農産物	林産物	水産物	農林水産物	輸入(輸出) 計	農産物割合	農林水産物 割合
輸 入	米国	15,822	1,742	1,713	19,277	76,715	20.6	25.1
	メキシコ	490	2	31	522	2,437	20.1	21.4
	チリ	357	416	770	1,543	2,953	12.1	52.2
	豪州	3,551	625	505	4,681	17,559	20.2	26.7
	韓国	759	35	1,143	1,937	20,884	3.6	9.3
	中国	5,384	1,158	2,811	9,353	70,267	7.7	13.3
	シンガポール	250	4	74	329	6,537	3.8	5.0
	タイ	1,587	140	1,301	3,028	12,605	12.6	24.0
	フィリピン	608	144	193	945	7,789	7.8	12.1
	マレーシア	277	1,306	105	1,689	15,613	1.8	10.8
	インドネシア	209	1,526	1,108	2,843	18,056	1.2	15.7
	ブルネイ	0	0	0	0	2,061	0	0
	ベトナム	100	70	577	747	3,167	3.1	23.6
	ラオス	0	6	0	7	8	0.3	77.1
	ミャンマー	14	5	51	70	124	11.0	56.5
カンボジア	0.3	2	4	6	80	0.4	7.6	
ASEAN計		3,044	3,205	3,413	9,663	66,041	4.6	14.6
輸 入 + 輸 出	米国	16,191	1,755	1,857	19,803	223,825	7.2	8.8
	メキシコ	491	2	31	524	7,407	6.6	7.1
	チリ	358	416	770	1,543	3,522	10.2	43.8
	豪州	3,604	625	516	4,744	26,890	13.4	17.6
	韓国	975	46	1,294	2,316	51,602	1.9	4.5
	中国	5,584	1,170	2,918	9,672	107,904	5.2	9.0
	シンガポール	346	6	92	444	24,397	1.4	1.8
	タイ	1,651	142	1,363	3,156	27,030	6.1	11.7
	フィリピン	634	149	195	978	17,742	3.6	5.5
	マレーシア	298	1,308	109	1,716	28,985	1.0	5.9
	インドネシア	228	1,531	1,112	2,871	25,833	0.9	11.1
	ブルネイ	0	0	0	0	2,129	0.0	0.0
	ベトナム	121	74	579	773	5,331	2.3	14.5
	ラオス	0	6	0	7	23	0.7	29.2
	ミャンマー	14	5	51	71	351	4.1	20.2
カンボジア	0	2	4	6	141	0.3	4.4	
ASEAN計		3,294	3,223	3,504	10,021	131,901	2.5	7.6

資料 財務省「貿易統計」より作成

第7表 日韓の関税率構造比較

（単位 ％，ポイント）

	韓国 (a)	日本 (b)	差異 (a - b)		韓国 (a)	日本 (b)	差異 (a - b)
農産物	6.80	7.82	1.02	鉄鋼	7.52	1.59	5.93
畜産物	5.15	0.16	4.99	非鉄金属	6.74	0.00	6.74
林産物	1.56	0.01	1.55	金属製品	7.99	0.13	7.86
水産物	10.12	6.57	3.55	自動車	8.42	1.20	7.22
鉱業品	3.27	0.01	3.26	輸送機械	7.78	1.20	6.58
食料品	14.76	13.89	0.87	電気・電子	8.00	0.80	7.20
飲料・タバコ	38.43	15.05	23.38	機械	8.03	0.00	8.03
繊維	7.92	2.94	4.98	その他製造業	7.86	0.34	7.52
衣服	8.00	5.77	2.23				
皮革製品	5.54	8.36	2.82				
木製品	7.70	0.01	7.69				
紙製品	6.41	0.46	5.95				
石油・石炭製品	4.76	0.12	4.64				
化学製品	7.81	1.77	6.04				
非金属鉱物製品	7.29	1.42	5.87				

出典 韓国対外経済政策研究院「21世紀韓日経済関係研究会報告書」
資料 GTAP1995

共通の経済圏を形成することは、ケインズの主張を引用するまでもなく望ましいことであるが、日韓関係には歴史問題、北朝鮮問題があり、現実には自由貿易協定の締結に至るまでには時間がかかるであろう。また、日本、韓国ともお互い先進国扱いされており、授權条項を使うことができないこともネックとなる。

(注9) 韓国とチリとの自由貿易協定で合意された内容(農産物に関するものは、桃、豚肉、キウイフルーツ等は協定発効後10年で関税撤廃、牛肉、鶏肉、ミカン等は関税割当を設定し、関税撤廃問題はWTO交渉後に協議、ブドウは季節関税制を導入し10年間で関税率引下げ、トウガラシ・タマネギ等の野菜類、大豆・トウモロコシ等の穀物はWTO交渉後に協議、というものである(日本農業新聞2002年10月17日、2002年10月23日)

(2) ASEAN

ASEANと日本との貿易全体に占める農産物の割合は、輸入は4.6%(農林水産物では14.6%)、輸出は0.4%(同0.5%)で、輸出入合わせて2.5%(同7.6%)である(前掲第6表)。ASEAN諸国からの農林水産物輸入は、通貨危機以降の経済混乱や中国の台頭により、近年やや減少傾向にあり、ASEANの工業化の進展により、既に農林水産物貿易の割合は非常に小さくなっている。

しかも、その品目をみると、エビ、木材、製材品、鶏肉、マグロ、コーヒー、パーム油などであり、既に関税率が非常に低かったり(エビ、木材、コーヒー)、日本農業とは直接競合しない品目が多く、また特惠関税の対象になっている品目もある。したがって、コメなどのセンシティブな品目を除外するなどの対応をとれば、必ずしも農林水

第8表 ASEAN4・日本の関税率
(2001年、単純平均)

(単位 %)

	タイ	フィリピン	マレーシア	インドネシア	日本
農林水産加工食品	29 30	14 20	2 10	5 21	7 16
化学製品	11	4	6	6	0
軽工業品	18	7	13	7	4
繊維衣料	21	12	17	10	6
金属製品	15	6	10	8	0
一般金属	9	4	6	2	0
電気機械	14	6	11	6	0
輸送機械	39	9	55	18	0
その他	11	5	7	5	0
全品平均	17.3	8.0	9.9	7.3	3.8

出典 日本貿易振興会「ジェトロセンサー(2002.12)」
資料 ASEAN事務局ホームページ(2001年)、日本はZeiron2001

産業が協定締結の障害になるとはいえないだろう。

逆に、ASEAN諸国のなかには高い関税率を設定している国が多くあり、2001年の平均関税率は日本が3.8%であるのに対して、タイ17.3%、マレーシア9.9%、フィリピン8.0%、インドネシア7.3%で、日本の2倍以上である(第8表)。また、タイはケアンズグループの一員としてWTO交渉では農産物貿易自由化を強く主張しているが、タイの農林水産物に対する関税率は29%であり、ASEAN4か国のなかでも際立って高い関税率を維持している。いずれの国も高関税率品目があり、自由貿易協定では「実質的なすべての貿易」について関税を撤廃するのが原則であるため、ASEAN側の関税撤廃のほうが日本の農産物関税よりは障害になる可能性がある。ただし、アジア諸国の関税率は近年急速に低下してきており、歳入全体に占める関税収入の割合も低下しているため、時間をかければ

第9表 アジア主要国の平均関税率の推移
(単位 %))

	単純平均		加重平均	
中国	41.3 (1992年)	16.8 (1998)	32.6 (1992)	15.7 (1998)
インド	79.1 (1990)	32.2 (1999)	40.8 (1990)	29.5 (1999)
韓国	18.8 (1988)	8.7 (1999)	13.8 (1988)	5.9 (1999)
インドネシア	21.9 (1989)	10.9 (1999)	13.2 (1989)	6.2 (1999)
マレーシア	20.6 (1988)	7.1 (1997)	13.8 (1988)	4.9 (1997)
フィリピン	28.0 (1988)	10.0 (1999)	22.5 (1988)	6.7 (1999)
タイ	38.5 (1989)	21.6 (1995)	33.0 (1989)	15.0 (1995)
日本	5.9 (1988)	4.8 (1999)	3.3 (1988)	2.3 (1999)

資料 世界銀行 2001 World Development Indicators

ASEAN側の問題点は次第に小さくなるであろう(第9表)。

中国とASEANの自由貿易協定については、ともに途上国の扱いであるため授權条項^(注10)を使って弾力的な対応が可能であるが、日本や米国との間ではそれが不可能である(前掲注7参照)。日本はASEANと10年後の自由貿易協定締結を提案しているが、これはAFTAの進行状況、中国とASEANとの協定の内容をにらみながらの交渉となるであろう。また、個々のASEAN加盟国との自由貿易協定も同様の問題を有しており、日本の農業だけが自由貿易協定の障害ではないことは明白であろう。

(注10) ただし「中国はASEANとの協定では授權条項を使わない方針である」との報道もある。

(3) メキシコ

メキシコと日本との貿易に占める農産物の割合は、輸入20.1%、輸出0.0%で、輸入

と輸出を合わせて6.6%(農林水産物では7.1%)である(前掲第6表)。したがって、メキシコについても、韓国と同様に農産物のすべてを除外しても90%はクリアする。

メキシコの対日農産物輸出の主なものは豚肉、アボガド、コーヒー、アスパラガス、カボチャであり、対日農産物輸出の約5割を豚肉が占めている。メキシコの対日豚肉輸出が多いのは、台湾で口蹄疫が発生してメキシコにシフトしたためであり、かつてはそれほど多くなかった。豚肉についてはウルグアイ・ラウンド合意後も実質的に差額関税制度が残っており、メキシコの豚肉の関税を撤廃するとその分他の国からの輸入(デンマーク、中国、米国)が減り、国内の豚肉市場にも影響を与えることになる。また、メキシコ産の豚肉だけ関税を撤廃すると制度自体を揺るがすことになりかねず、豚肉については例外扱いにするか特別の対応が求められよう。なお、アボガド、アスパラガス、カボチャの関税率は3.0%で、コーヒーは0%である。

一方、メキシコの関税率は比較的高いが(単純平均10.1%、加重平均14.7%[99年])、既に米国、EUとの間では関税撤廃が行われており(あるいは進行中)、メキシコが日本に対して米国、EU並みに関税を撤廃することは可能であろう。

既に説明したように、メキシコでは日本企業が差別的な扱いを受けており、産業界の自由貿易協定締結への要望は強い。「農業がネック」との報道も一部にあるが、既にWTO協定税率や暫定税率が0%になって

いる品目について自由貿易協定による協定関税に振り替えるというシンガポール方式をとれば農業部門をすべて除外したわけではないと主張することも可能であり、農業部門の関税率をそのまま維持しながら第24条との整合性をとることができよう。

なお、自由貿易協定締結の可能性のあるその他の国についてみると、農産物貿易の割合は、チリ10.2%、豪州13.2%(輸出入計)であり、この二国についてはシンガポール方式で農産物を除外するだけでWTO協定との整合性をとるのは難しいかもしれない。

8. アジア地域の経済連携 と農林水産業

以上、自由貿易協定をめぐる最近の動向と、自由貿易協定における農産物の扱いをみてきたが、最後に、今後の自由貿易協定、世界貿易体制を考えるうえで重要なアジア地域の経済連携について考えてみたい。

(1) アジア主義の系譜

アジア地域における経済統合の議論が盛んになったのは1990年代以降のことであるが、歴史を振り返ってみればアジア主義の主張は古くからあったことがわかる。明治維新以降の近代日本は「脱亜入欧」という言葉に象徴されるように、他のアジア諸国とは異なる国家となることを志向してきたとも言えるが、一方でアジア主義の思想は脈々と受け継がれてきた。太平洋戦争の時に国民が一丸となったのは、欧米の植民地

支配から脱しようという幕末の「尊皇攘夷」の思想の延長線上にあったという見方もできよう。^(注11)

しかし、戦後、日本は米国との関係が深くなり、アジアの中の日本という視点は弱まった。その最大の要因は、朝鮮半島情勢、中国における革命の進展、ベトナム戦争等の冷戦体制の進行である。さらに、戦時中の日本のアジア侵略に対する批判も内外で根強くあり、アジア諸国と日本との関係を複雑なものとした。また、60年代まではアジア諸国との経済的関係はそれほど緊密ではなく、日本はもっぱら米国のほうを向いて政治経済の運営を行ってきたといえよう。

こうしたなかにもありながらも、アジアとの連帯・連携を深めていこうという動きはみられ、APECについても、それまでのアジア主義と戦後の日米安保体制とを「アジア太平洋地域」という枠組みで調和させようという試みであったという見方もできるだ^(注12)ろう。

(注11) 不幸にもアジア主義は「大東亜共栄圏」として日本の帝国主義的侵略の大義名分に利用されてしまったということはあるが、近代日本のアジア主義のなかには欧米の植民地支配からアジアを解放しようという理念があった。近代日本のアジア主義の代表的人物として、岡倉天心、徳富蘇峰、大川周明等があり、マルクス主義の影響を受けた平野義太郎、三木清も一時期「東亜共同体」論を唱えた。これらの思想は戦後葬り去られた感があるが、その功罪と今日的意義を改めて検討してみる必要がある。近代日本のアジア主義の系譜については、竹内好『日本とアジア』(筑摩書房、1993)、岡本幸治編著『近代日本のアジア観』(ミネルヴァ書房、1998)参照。

(注12) APEC(アジア太平洋経済協力会議)は1989年に発足し、90年代にはアジア太平洋地域の経済協力を協議する場として大きな役割を果たした。現在、加盟国は21か国(台湾、香港を含む)。

「開かれた地域主義」を標榜しているが、自由貿易協定ではなく、加盟国に拘束力を有していない。なお、「アジア太平洋経済圏」の構想は1960年代からあり、大来佐武郎、小島清がこの構想推進に大きな影響を与えた（小島清『太平洋経済圏と日本』（1969）、大来佐武郎・小島清編『アジア太平洋経済圏』（1973））。

（2）アジア経済圏の形成と貿易秩序

80年代には、円高の進展に伴って日本のアジア地域への直接投資が増大し、またNIES諸国の経済発展や中国の経済開放路線への転換により、アジア地域と日本との経済関係は深化・増大した。また、ベトナム戦争やカンボジアの内戦の終結がASEANとの関係再構築を迫られ、日本のアジア外交は新たな段階に入ったといえることができる。

そして、90年代に、EU拡大、NAFTA締結、中国のWTO加盟という事態を受けて、アジア地域の経済統合に関する議論が急速に進展した。この時期に特筆されるべきものとして、マハティールが90年に提唱した東アジア経済連合(EAEG)構想がある（後に「東アジア経済会議(EAEC)」に改称）。これは、EU、米国に対抗して東アジアにASEAN、日本、中国、韓国による新しい経済共同体を作ろうという提案であった。この構想は米国の反対で一時挫折したが、実質的には今日でも「ASEAN+3」として生きており、アジア地域の経済統合論議の進展のなかで改めて脚光を浴びている。^(注13)

ところで、APECでは、1994年のボゴール宣言により、先進国は2010年まで、途上国は2020年までに加盟国の投資・貿易を自由

化することを決議した。さらに、翌95年に「大阪行動指針」を決定し、97年には「早期自主的分野別自由化(EVSL)」により15分野についての早期関税撤廃・削減を打ち出した。しかし、APECは条約に基づいた正式な国際機関、協定ではなく法的拘束力がないこと、米国の消極姿勢、農業問題の扱いで暗礁に乗り上げたこと、アジア通貨危機^(注14)の発生等によりEVSLは失敗した。APECは現在もアジア太平洋地域の首脳の集まる場として重要性を有しているものの、かつての輝きはすっかり失われている。^(注15)

その後、日本と中国との間の農産物セーフガード問題、北朝鮮との国交正常化交渉、中国のWTO加盟、ニューヨークでの同時多発テロの発生、中国とASEANとの自由貿易協定締結交渉の開始等、アジア地域を巡る情勢は激しく動いており、アジア地域の新たな枠組みの再構築が必要な時期にきていると言えよう。

(注13) 最近の東アジア経済圏構想の代表的著書として、森嶋通夫『日本にできることは何か - 東アジア共同体を提案する -』（岩波書店、2001）、原洋之介『新東亜論』（NTT出版、2002）がある。森嶋通夫氏の主張する東アジア共同体(EAC)は、中国、日本、南北朝鮮、台湾から構成されており、ASEANは含まれていない。森嶋氏は、EACの首都を沖縄に置き、共通語(英語を想定)、共通通貨を定めるという遠大な構想を示している。一方、原洋之介氏の構想では、「東アジア」にASEANを含んでおり、米国中心のグローバリズムへの批判が色濃く出ている。また、戦前(戦中)の京都学派(哲学)の影響を強く受けていることも注目される。

(注14) EVSLの失敗の過程・要因については、岡本次郎編『APEC早期自由化協議の政治過程』（アジア経済研究所、2001）参照。

(注15) APECのかつての輝きについては、船橋洋一『アジア太平洋フュージョン』（中央公論社、1995）参照。

(3) アジア地域の経済連携と

農林水産業

こうした流れを追ってみると、アジア地域の経済連携の重要性は一層高まっていると言えよう。ただし、アジア地域の経済連携が単なる自由化という枠組みだけでいいのかという問題はある。アジア地域の経済統合を進めるのはよいが、それが地域の環境、食料の安定供給にどういう影響をもつのかを十分検討しながら進めるべきであり、各国の農林水産業が共存するような枠組みを構想すべきであろう。^(注16)

これについても、戦後の世界経済秩序の形成に大きな役割を果たしたケインズの考え方が参考になる。ケインズは、一次産品の価格の不安定性が世界経済の混乱を招いた大きな要因であったとして、第二次大戦後の世界経済体制を構想するなかで、農産物を中心とする一次産品の価格安定の重要性を主張し、「常平倉(国際緩衝在庫)」の創設を提案した。ケインズは国際協調の重要性を唱えながらも自由貿易主義、自由放任主義の問題点を指摘しており、今日の市場原理主義批判、グローバリズム批判につながるものをもっていた。^(注17)

さらに、「自由貿易」だけでは環境に配慮した農林水産業は実現できないことを認識することが重要である。これについては、日本のアジア地域からの熱帯雨林やエビの

輸入に伴う環境破壊に典型的に現れている。自由貿易協定における環境問題への対応はNAFTAに前例があるが、今後のアジア地域の経済連携を構想するにあたっては、アジア地域の環境保全、エネルギー安全保障、食料安全保障、通貨安定まで含めた地域間協力の枠組みを構想すべきである。^(注18)

(注16) 東アジア地域における食料・農業分野の連携のあり方については、NIRAレポート『食料・農業分野における東アジア諸国の連携に関する研究』(2001)参照。なお、日本は、2002年10月に開催されたASEAN+3農相会議で、東アジア・ASEANの米備蓄構想を提案した。

(注17) ケインズの戦後世界経済構想については、『ケインズ全集(第25~27巻)』、平井俊顕『ケインズ・シュムペーター・ハイエク』(ミネルヴァ書房、2000)参照

(注18) 環境問題と自由貿易主義との関係については、清水徹朗「農産物貿易自由化と環境問題 自由貿易理論の批判的検討」(『農林金融』1997年8月号)、また、NAFTAにおける環境問題への取組みについては、金堅敏『自由貿易と環境保護 NAFTAは調整のモデルになるか』(風行社、1999)参照。

<参考文献>

- ・日本貿易振興会『地域貿易協定における自由化例外問題』(2000)
- ・日本機械輸出組合『主要な自由貿易協定の現状と法的分析』(2000)
- ・ロバート・E・ヒュデック著、小森光夫編訳『ガットと途上国』(信山社、1992)
- ・T・マレイ著、金山徹他訳『一般特惠制度と発展途上国』(文真堂、1980)
- ・斎藤高宏『農産物貿易と国際協定』(御茶ノ水書房、1979)

(主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう)